

# TEAM Sugi

## アスリート留学サポート約款

ご契約前に確認いただきたいこと

2026 年 9 月 30 日改訂版

発行者 合同会社 TEAM Sugi 文書番号 TS-ATH-TERMS-20260930

本書は、アメリカの大学で競技と学業の両立を目指す方に提供する支援の内容、料金、支払方法、契約期間、変更・延長および終了時の精算方法を定めます。留学者と申込者が異なる場合は、双方でご確認ください。

| プラン    | 基本料金 税込   | 非提携校への支援                            |
|--------|-----------|-------------------------------------|
| スタンダード | 330,000 円 | 対象外                                 |
| アドバンス  | 550,000 円 | 当社から 5 校へ連絡・交渉                      |
| フロンティア | 770,000 円 | 本人の活動に反応した学校から<br>当社が通算 10 校まで交渉を担当 |

- ・全プランで提携校への交渉を基本に支援します。学校から紹介料を受け取る場合があることを説明し、本人の希望・条件に基づいて候補を選びます。
- ・アドバンスの追加 5 校は 165,000 円（税込）、基本料金との合計は 715,000 円（税込）です。条件付きの無償入替 2 校は別枠です。
- ・初回会議・講習と追加戦略面談 3 回は、1 回当たりの時間上限を設けません。フロンティアには月 1 回の進捗表レビューを含みます。
- ・成功報酬は設けません。一括・2 回・3 回払いから選び、分割手数料と各回の支払額は契約前に確認します。第三者に支払う実費は別途必要です。
- ・着手前のキャンセルは受領したプラン料金・分割払手数料を全額返金します。着手後は提供済み業務と承認済み実費等を精算し、未提供部分を返金します。
- ・大学合格、入部、出場、奨学金、競技資格、ビザ等の結果は保証されません。当社の業務上の義務や法律上の責任を免除するものではありません。

本改訂版は、契約成立前に提示し、内容に合意した新規契約に適用します。既存契約・提示済みの有効な見積りは、第 37 条に従って取り扱います。

## プランの比較と契約期間

このページは概要です。具体的な適用条件は、基本約款、選択したプランの個別約款および別紙をご確認ください。

| サポート内容          | スタンダード  | アドバンス                 | フロンティア                   |
|-----------------|---------|-----------------------|--------------------------|
| 希望条件・既存競技資料の整理  | 含む      | 含む                    | 含む                       |
| 提携校への連絡・入部交渉    | 含む      | 含む                    | 含む                       |
| 対象校の奨学金条件確認     | 含む      | 含む                    | 含む                       |
| 非提携校の枠          | 対象外     | 初回連絡を行う5校<br>有料追加で10校 | 関心を示した学校から<br>交渉を担当する10校 |
| 無返信校の無償入替       | 対象外     | 条件付きで2校               | 対象外                      |
| 英文プロフィール・初回投稿等  | 対象外     | 含む                    | 初回講習に含む                  |
| フォーム送信・X投稿の実践講習 | 対象外     | 対象外                   | 初回1回                     |
| 初回戦略会議          | 共通相談で対応 | 1回                    | 初回講習内で実施                 |
| 追加戦略面談          | 固有枠なし   | 3回                    | 3回                       |
| 進捗表の月次レビュー      | 対象外     | 対象外                   | 月1回                      |
| 入学出願支援          | 提携校1校   | 対象校から通算2校             | 対象校から通算2校                |
| ビザ・住居・渡米前後の支援   | 選択した1校  | 選択した1校                | 選択した1校                   |

### 契約期間

原則として契約成立日から、入学オリエンテーションまたは授業開始の早い日から60日後、契約成立日から18か月後、約款に基づく終了日・解除日のうち最も早い日までです。

最大契約期間は6か月110,000円（税込）で延長でき、通算12か月まで延長できます。入学後60日の終了条件は残り、校数・面談数・出願数は増えません。フロンティアの月次レビューは延長期間中も継続します。

### 契約書類の構成

基本約款／3プランの個別約款／別紙1 精算基準／別紙2 料金表と支払条件確認書／別紙3 申込確認書／別紙4 SNS掲載と情報共有の同意書／別紙5 プラン変更と期間延長の確認書

## 第1章 契約の基本事項

### 第1条 目的と適用

合同会社 TEAM Sugi（以下「当社」といいます）は、本約款に基づきアメリカ大学スポーツ留学サポート（以下「本プログラム」といいます）を提供します。申込者は、基本約款、選択したプランの個別約款、別紙および個別に合意した条件を確認して申し込むものとします。

### 第2条 用語の定義

「留学者」または「本人」はサポートを受ける選手本人、「申込者」は本契約の当事者をいいます。留学者が未成年の場合は、原則として法定代理人を申込者とします。成人の留学者について、緊急連絡先として登録された家族は、その登録だけで契約者・保証人とはなりません。

「対象学期」は申込時に記録に残る方法で確認した入学希望学期、「提携校」は候補校の選定時に当社が提携校として案内した大学、「非提携校」はそれ以外の大学、「対象校」は当社の交渉または出願支援の対象として双方が確認した大学をいいます。提携・非提携の区分は当該校の支援開始前に記録し、その後の提携関係の変化だけを理由に料金や使用済み校数を不利益に変更しません。

「個別の関心を示す返信」は、本人の競技資料等を踏まえた評価、追加資料の具体的な依頼、本人との面談希望、受入条件に関する相談等の返信をいいます。自動返信、一般的な受信確認、一斉配信のキャンプ案内、SNSのフォロー等だけではこれに当たりません。辞退・不採用・募集終了の通知も、フロンティアの交渉対象を選ぶ際の関心には含めません。

「記録に残る方法」とは、書面、電子メール、LINE、内容を保存できる確認フォームその他双方が確認・保存できる方法をいいます。「元金」は分割払手数料を除いた税込サポート料金をいい、プラン料金、追加交渉料、変更差額、延長料は区分して記録します。

### 第3条 契約書類と優先順位

本契約は、本約款、個別約款、別紙、申込フォームおよび双方が合意した支払条件・個別条件で構成します。内容が抵触する場合は、法令の強行規定を優先し、次に個別に合意した特約、確認済みの申込・支払条件、個別約款、基本約款・別紙の順に適用します。請求書の発行やウェブサイトの更新だけで、合意済みの料金・サービス・解約条件を不利益に変更しません。広告・説明と契約書類に相違がある場合は、申込前に相違点を説明して確認します。法令に基づく取消し等の権利は制限しません。

### 第4条 申込みと契約の成立

当社は、申込前に、サービスの範囲、対象学期、料金、別途費用、支払時期・方法、契約期間、キャンセル・精算条件および適用する約款の版を提示します。分割払いでは、元金、手数料、支払総額、各回の支払額・期日も提示します。申込フォームの提出、約款・選択プラン・支払条件への同意、当社による承諾、および一括払いでは全額、分割払いでは初回支払額の入金確認がすべて完了した時点で契約が成立します。フォームの送信だけでは成立しません。

当社は成立後、適用約款、成立日、選択プラン、支払条件、対象学期を記録に残る方法で通知します。当社が承諾しなかった場合、受領金は全額返金し、返金手数料は当社が負担します。

## 第5条 申込みを承諾できない場合

当社は、学業・英語・競技条件、募集状況、期限、資金計画、必要な配慮の実施可能性、法定代理人の同意、情報の正確性等を確認し、具体的かつ合理的な事情により適切な支援が困難な場合、申込みを承諾しないことがあります。健康状態・障害の名称だけで一律に判断せず、個別の状況を確認します。反社会的勢力またはこれらとの関係が認められる場合も承諾しません。

## 第2章 共通サポートと役割分担

### 第6条 共通サービス

当社は、選択プランの対象校・契約期間内で、次の支援を提供します。全プランで提携校への交渉を基本とし、アドバンスとフロンティアでは、それぞれの方法で非提携校にも候補を広げます。

- ・競技、成績、英語力、専攻、年間予算、地域、希望時期等の整理と、進学ルート・提携校の候補選定に関する情報提供・助言。
- ・提供されたプロフィール、競技成績、写真、動画・動画リンクの確認・整理。
- ・対象校の大学コーチ・チーム関係者への紹介・入部交渉と、奨学金条件の確認・交渉支援。
- ・第13条に定める校数・範囲での入学出願、学生ビザ・ハウジング申請の支援。
- ・英語要件、学習目標、準備スケジュールの確認、渡米前オリエンテーションおよび契約期間内の渡米後メール・Zoom支援。

本プログラムは、本人の意思決定・申請・準備を支援するサービスです。当社は、委託された業務を、契約の目的と内容に従い、善良な管理者の注意をもって行います。大学等の審査や本人の最終意思決定を代行するものではありません。

### 第7条 本人と申込者が行うこと

当社は必要書類・手順の案内、内容確認・助言、関係先への連絡・交渉を行います。本人・申込者は正確な情報を期限までに提出し、学校・費用・住居等の最終判断、本人確認、署名・宣誓、面接、予約、申請内容の最終確認、本人名義での提出および第三者費用の支払いを行います。

フロンティアでは、本人または申込者が、大学の公式リクルートフォームへの入力・送信、X等での発信、連絡の確認、進捗表の更新を行います。保護者が調査・入力準備等を補助する場合も、本人の意思、情報の正確性、各媒体・大学が求める本人による手続きを尊重します。

本人名義のアカウント、パスワード、認証コードは本人が管理します。認証情報を当社へ共有しないでください。パスポート番号等の情報は、必要な手続きに限り当社が案内する方法で提供してください。当社が本人になりすまして署名・宣誓・面接等を行うことはありません。

### 第8条 対象校と必須条件の確認

競技力、ポジション、成績、英語、専攻、予算、地域、時期、募集・ロースター状況等を踏まえて候補校を検討します。当社が個別に連絡・交渉を行う対象校は、開始前に双方が記録に残る方法で確認します。本人によるフォーム送信や発信のすべてについて、当社が事前審査するサービスではありません。

予算上限、希望専攻、入学時期、チーム受入条件等のうち必須条件として扱う事項を、当社の初回連絡前に確認します。必須条件を明らかに満たさない提示を、希望に合う進学先の確保として扱いません。条件の変更は双方の合意によります。

提携校については、本人の条件に合う候補を当社が提案し、双方で交渉対象を確認します。全提携校への一斉連絡や、特定数の提携校への交渉を約束するものではありません。非提携校の校数枠に、提携校は含めません。

当社は、提携校への進学等に伴い、その学校から紹介料・コミッションを受け取る場合があります。候補校ごとに提携関係と紹介料の受領予定の有無を説明し、推薦理由を記録します。選定では本人の希望、学業・競技条件、奨学金適用後の負担額、更新条件等を確認し、紹介料の有無だけを理由に進学先を誘導しません。最終的な進学先は本人・申込者が決定します。

## 第9条 競技資料の確認と整理

全プランの競技資料支援は、提供された既存のプロフィール・成績・写真・映像等を確認し、対象校に共有しやすい形に整理するものです。アドバンスとフロンティアの英文・発信支援は第12条によります。動画撮影、編集、ダイジェスト・字幕制作、専門測定、有料媒体の登録等は、別途合意した場合を除き含まれません。

## 第3章 入部交渉と無償入替

### 第10条 交渉内容と校数の数え方

入部交渉には、大学コーチ等への個別連絡、資料の送付・共有、質疑応答・再連絡、オンライン面談等の調整、入部・ロースター・奨学金等の提示条件の確認を含みます。大学・競技団体の規則と対象学期の期限を踏まえて実施します。

アドバンスの非提携校は、基本5校、有料追加を申し込んだ場合は基本枠と合わせて10校までです。当社が事前確認した対象校の適切な連絡先へ初回の個別連絡を送信した時点で1校と数え、返信の有無を問いません。第10条の2の無償入替枠は、この基本枠・有料追加枠と別に管理します。

フロンティアは、本人等の働きかけに対して個別の関心を示す返信があった非提携校から、本人・申込者と当社が選んだ通算10校までを対象とします。当社が交渉を担当することと校数への算入を事前確認し、当該校への個別連絡、返信内容の個別検討・返信案作成、面談調整等の交渉業務を開始した時点で1校と数えます。

一般調査、候補リストへの掲載、公開投稿、本人によるフォーム送信、初回講習中の送信練習、月次レビューでの概要確認、当社の送信不能となった連絡だけでは校数に算入しません。同一大学の同一競技について、複数のコーチへの連絡、再連絡、提示条件の再確認をしても追加の1校とは数えません。独立した入学選考・チームを持つ別キャンパス等を別校とする場合は開始前に説明し、合意します。

フロンティアで当社が担当を開始した後に相手校の返信が途絶えた場合、辞退・不採用となった場合、または本人が候補から外した場合も、その学校は使用済みの1校に含まれます。新しい学校への自動入替はありません。10校を超える候補がある場合は、当社が追加の交渉を始める前に面談等で優先順位を決めます。

校数の算入と、業務をどこまで提供済みとするかは区別します。初回連絡や担当開始だけで、その学校の全業務やプラン全体が完了したものとは扱いません。当社の送信漏れ、不適切な連絡先選定等の是正は、新たな校数枠や追加料金の対象としません。

## 第 10 条の 2 アドバンスの無返信校の無償入替

アドバンスの基本料金に含まれる非提携校 5 校のうち、次の条件を満たす学校は、契約期間内に別の非提携校へ入れ替えることができます。無償で新たに交渉する学校は本契約全体で通算 2 校までです。

- ・適切な連絡先への初回連絡後 30 暦日以上が経過し、初回から 7 暦日以上空けた再連絡と、その再連絡から 7 暦日以上空けた再連絡の、合計 2 回の再連絡を行っても具体的な返信がないこと。
- ・自動返信、一般的な受信確認のみは具体的な返信に含めません。評価中、追加資料の依頼、辞退・不採用、募集終了等の具体的回答がある場合は、原則として無返信の対象ではありません。
- ・入替先が、確認済みの競技・学業・予算等の条件に照らして適切な候補であり、契約期間・対象学期の期限内に交渉を開始できること。
- ・入替前の学校、入替先、残りの無償枠を、事前に記録に残る方法で双方が確認すること。

入替先への初回連絡で無償枠を 1 校使用します。再入替も残る無償枠の範囲内です。有料追加 5 校には新たな無償枠を付与しません。基本 5 校と有料追加 5 校を使い、無償入替 2 校も利用した場合、実際に連絡する大学の延べ数は最大 12 校となります。

入替後に元の学校から返信があった場合は、契約期間内で既存交渉を継続し、新規 1 校分の追加料を自動請求しません。適切な候補がない場合や期限上実施できない場合は、理由を説明して代替案を協議します。未使用の無償入替枠だけを現金に換算したり、別契約へ繰り越したりすることはできません。ただし、終了時の未提供業務の精算を妨げません。

本条の無償入替はフロンティアには適用しません。当社の誤り等の是正は、無償枠の消費や追加料金の対象としません。

## 第 4 章 奨学金と発信支援

### 第 11 条 奨学金条件の確認と交渉支援

全プランで、対象校のスポーツ・学業その他の奨学金、学費免除・経済支援について、提示された種類、金額、対象費用、適用期間、更新条件等を確認し、希望に応じて大学・チームへ照会・交渉を支援します。未確定の奨学金を確定額として費用案内に算入しません。

当社の支援は、対象校・競技団体の規則で認められる情報提供、資料共有、条件照会等の範囲で行います。報酬契約や当社の関与方法が競技資格に影響する可能性がある場合は、本人・申込者に説明し、当該業務を進める前に大学のコンプライアンス担当等へ確認します。規則上認められない代理行為は行いません。

獲得・増額・更新・継続は保証しません。リーグ・大学・チームの制度や予算により、奨学金が存在しない場合や交渉できない場合があります。本人・申込者に請求する料金は、奨学金の獲得の有無や金額に連動させません。

## 第 12 条 英文プロフィールとデジタルリクルーティング支援

アドバンスとフロンティアでは、英語プロフィール文の初期案作成・修正、X等の初回投稿文・固定投稿文の作成・修正支援、動画リンク・学業情報の整理、コーチへの連絡導線の整備を行います。重要情報の更新に伴う修正も行います。プロフィールと投稿内容は、公開・共有前に本人・申込者が確認します。

アドバンスでは、当社が担当する対象校への連絡・交渉と、その反応への対応を中心に支援します。本人が発信をきっかけに新たな非提携校への個別支援を希望する場合は、当該校を基本枠・追加枠の対象にするか事前確認します。フロンティアの実践講習・月次レビューは含みません。

フロンティアでは、初回講習で公式リクルートフォームの見つけ方、入力・送信、X等の投稿、返信の見分け方と記録方法を指導します。本人の資料準備と対象校のフォーム利用状況を確認し、実際に数校へ送信し、投稿を作成・実施します。その場で実施できない場合は理由と必要な準備を確認し、同じ初回講習の続きとして日程を調整します。

本人等が働きかける学校数に、本契約による上限は設けません。ただし、フォーム・媒体の規約、大学・競技団体の規則に従います。すべての送信先の調査、全投稿の都度添削、全返信の全文翻訳・即時判定を無制限に引き受けるものではありません。個別交渉は第 10 条、月次レビューは第 12 条の 3 によります。

本人名義の SNS への投稿とアカウント運用は、本人または申込者が行います。当社が自社のアカウント等で発信・連絡する場合は、掲載・共有情報、媒体、相手方と方法を事前確認します。継続的な SNS 運用代行、広告運用、閲覧数分析、常時監視、動画制作、有料媒体の利用は含みません。

### 第 12 条の 2 初回講習と戦略面談

アドバンスには初回戦略会議 1 回と追加戦略面談 3 回、フロンティアには実践を伴う初回講習 1 回と追加戦略面談 3 回を含みます。対象校、働きかけ方、進捗、提示条件、進学判断等について相談します。初回講習・会議と追加面談は別枠です。

いずれも予約制とし、1 回当たりの時間上限は設けません。事前に議題と資料を確認し、その議題を扱うために必要な時間を確保します。双方が合意して同じ講習・面談を複数日に分ける場合、それだけで回数を増やしません。

通常の連絡、事務確認、出願・ビザ等の手順説明、大学との面談調整、当社の説明不足・誤りの是正は、追加戦略面談 3 回には算入しません。回数を使う戦略面談は、実施前にその旨と残り回数を確認します。当社都合の中断等の再実施は回数に算入しません。

予約変更・欠席はできるだけ早く連絡してください。欠席だけを理由に面談を実施済みとせず、契約期間と大学の期限を踏まえて再調整します。本人の希望による 4 回目以降の追加戦略面談は、別途内容・料金に合意した場合に実施し、自動請求はしません。

### 第 12 条の 3 フロンティアの月次レビュー

フロンティアでは、契約期間中、本人等が更新する進捗表を月 1 回確認し、候補校の優先順位、返信の意味、次の対応、重要な期限について書面でコメントします。進捗表には、大学名、連絡日、返信の要点、期限、相談事項等を記録します。

レビューの月は、原則として契約成立日を起点とする1か月ごとの期間とし、最後の1か月未満の期間にも1回行います。開始時に提出日・回答予定日・予定回数を確認し、原則として資料がそろった日から5営業日以内を回答の目安とします。追加確認等で遅れる場合は理由と回答見込みをお知らせします。

進捗表が未更新の場合は更新を依頼します。過去月のレビュー回数を無制限に積み上げることはせず、必要事項を次のレビューでまとめて確認します。ただし、資料未提出や月の経過だけでレビューを提供済みと扱わず、終了時は実際の提供内容により精算します。当社都合で未実施となったレビューは追加料金なく補完します。

オファー回答・出願・書類提出等の期限が迫る連絡は、月次レビューを待たずに知らせてください。当社は期限と必要性を確認し、契約範囲で対応します。常時監視・24時間対応を意味するものではありません。学校への働きかけを終えた後も、出願・渡航・現地合流等の進捗を確認します。

### 第13条 出願と学生ビザとハウジングの申請支援

入学出願支援は、スタンダードでは進学先として選択した提携校1校、アドバンスとフロンティアでは提携校・非提携校を合わせて通算2校までです。非提携校は当社が交渉を担当する対象校に限ります。単なる候補数や交渉校数と、出願支援の校数は区別します。

出願支援の対象として事前確認した学校について、その学校固有の出願書類・入力内容の確認等を開始した時点で1校と数えます。一般的な必要書類の案内だけでは算入せず、同一校の同一対象学期における通常の補足・修正は追加の1校としません。上限を超える出願や対象学期変更に伴う再出願は、開始前に別途合意します。

必要書類・手順の案内、準備スケジュールの確認、申請内容の確認・入力に関する助言、大学・関係機関との連絡を行います。本人確認、署名・宣誓、面接、予約、最終確認・提出、支払いは、それぞれ当該手続きを求められる本人・申込者が行います。

進学先決定後の入学確定、学生ビザ・ハウジング申請、渡米前後の支援は、最終的に選択した1校・1回の渡航に対応します。先に手続きを進めた後で進学先を変更し、やり直しが必要になる場合は、追加業務と料金の有無を着手前に確認します。当社の誤りの是正を追加料金の対象としません。

ハウジング支援は申請の支援であり、部屋の確保、空室、希望する部屋・同居人・入居日を保証しません。ビザについて、法令上有資格者に限られる判断・代理業務は行いません。必要な場合は適切な専門機関をご案内します。

### 第14条 渡米前と渡米後の支援

渡米前オリエンテーションでは、大学・チームへの合流、学業と競技の両立、渡航・入居・初期手続き、現地生活の基本事項を案内します。競技別特典・技術指導がある場合は、内容・対象・回数・日程を別途案内します。渡米後は、契約期間内に、初期手続き、履修開始、チームへの合流、住居等について、必要に応じてメールまたは事前予約制 Zoom で情報提供・助言を行います。24時間対応、緊急出動、通訳同行、生活全般の代行、身元保証は含みません。

## 第5章 結果と契約期間

### 第15条 第三者が決定する結果

大学合格・希望専攻への入学、チームへの入部・ロースター入り・練習参加・公式戦等への出場、奨学金、コーチからの返信・オファー、リーグの登録・資格認定、ビザ・入国許可、学位・卒業・編入・就職、SNSの閲覧・反応等は、第三者の審査や事情に左右され、当社は結果を保証しません。本条は当社の契約上の業務遂行義務をなくすものではなく、当社の債務不履行や不法行為に基づく責任を免除するものでもありません。

### 第16条 協力と期限と希望変更

申込者・本人は必要な資料・回答を期限内に提出し、学校等からの連絡を確認して対応します。遅延や情報の不足・誤りが判明した場合、当社は把握した影響と対応可能な範囲を案内します。責任の有無は、各当事者の義務と原因に応じて判断します。対象学期や希望条件等に重大な変更がある場合は速やかに通知してください。当初の範囲を超える業務が必要な場合、当社は着手前に内容・追加料金を示し、双方が合意した後に実施します。

### 第17条 契約期間と期間満了時の取扱い

契約期間は、契約成立日から、①対象学期の大学の入学オリエンテーション開始日または授業開始日の早い日から60日後、②契約成立日から18か月後、③約款に基づく終了日・解除日のうち、最も早い日までです。第17条の2の延長を合意した場合は、②の期限を延長後の期限に置き換えます。

進学先や開始日が確定しない場合も、別途延長合意がなければ18か月で終了します。期間満了時に未提供部分がある場合は第25条・別紙1の考え方で精算し、期間が経過したことだけを理由に全業務を完了扱いにしません。

期間満了後の継続相談、対象学期変更、再出願、転校・編入支援は、新規契約または別途の合意が必要です。大学側の時期変更等があった場合は、延長・追加業務・料金の有無を着手前に確認します。当社の責めに帰すべき遅延等への対応は第18条によります。

#### 第17条の2 契約期間の延長

同じ対象学期・選択プランについて、継続支援が可能な場合は、6か月110,000円（税込）で最大契約期間を延長できます。6か月を1単位とし、通常の延長は通算2単位・12か月まで、延長料は合計220,000円（税込）までです。最大契約期間はそれぞれ契約成立日から24か月または30か月となります。

申込時または満了前に、対象学期、延長の必要性、延長期間、業務内容、料金・支払期日を別紙5等で確認し、双方の合意と入金確認後に延長を確定します。自動更新はありません。対象学期自体の変更や新しい出願・交渉を当然に含むものではありません。

延長中は、未提供の契約業務と既存案件の支援を継続します。非提携校数、無償入替数、戦略面談数、出願支援校数は増えず、使用済み枠をリセットしません。フロンティアの月次レビューは延長期間中も月1回継続します。

第17条①の入学後60日の終了条件は延長後も適用します。延長によって入学後支援がさらに6か月または12か月続くわけではありません。申込時に終了見込みと支援できる期間を説明します。

延長開始前に契約が終了した場合は、未開始の延長料を返金します。延長開始後に途中終了・入学後60日の終了日等が到来した場合は、別紙1により未提供部分を精算します。延長料は当社の誤り・遅延を是正するためには請求しません。

## 第18条 サポートの一時停止

必要資料・回答の未提出、支払遅延等で業務を進められない場合、当社は理由と是正期限を通知して一時停止できます。支払遅延による解除等は第19条の3・第26条によります。一時停止は契約期間を自動延長しませんが、当社の責めに帰すべき停止期間や法令上必要な場合は、延長その他適切な調整を行います。大学・コーチからの重要通知や期限への影響を把握している場合は、停止中もその情報を合理的な範囲でお知らせします。

## 第6章 料金と分割払い

### 第19条 プラン料金と支払方法

一括払いの通常料金は、スタンダード300,000円（税込330,000円）、アドバンス500,000円（税込550,000円）、フロンティア700,000円（税込770,000円）です。料金は契約上の支援の対価であり、合格・入部・奨学金・進学先等に応じた成功報酬は設けません。非提携校に進学したことだけを理由とする追加請求も行いません。

支払方法は、一括払い、2回払い、3回払いから選択します。分割払いは当社との直接の支払合意とし、大学等への実費・有料追加交渉・変更差額・延長料は、別途合意しない限り対象に含めません。振込先は請求書等で案内し、通常の支払振込手数料は申込者が負担します。

### 第19条の2 分割払いの条件

初回は契約成立時、第2回は契約成立月の翌月末、第3回は翌々月末までに支払います。月末が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日を期限とします。初回支払日と各期限は申込前に確認し、成立月が変わる場合は改めて確認します。

スタンダードの通常料金での固定手数料総額は、2回払い1,800円、3回払い3,600円です。各回の固定支払額と支払総額は別紙2によります。アドバンスとフロンティアの固定手数料は、契約成立前に別紙2等で金額を提示し、個別に合意した場合に限り請求します。手数料を提示・合意していない場合は0円です。

支払額は元金と合意した固定手数料を合計して分割し、各回の金額を申込前に確定します。原則として同額とし、円単位の端数が生じる場合は最終回で調整します。通常の支払額は申込日や月の日数に応じた日割り計算では変動しません。後から一方的に手数料を追加しません。

固定手数料は支払回数に応じた契約上の金額であり、年率を表示するものではありません。税負担が生じる場合も表示額に含め、後から消費税等を加算しません。税区分は法令に従い、元金と手数料を区分表示します。必要な実質年率等の表示がある場合は、確定した支払日程に基づいて行います。

当社は、元金、支払回数、各期限、各回の元金・手数料、手数料総額、支払総額を別紙2または同等の電子画面等で提示し、法令上必要な表示・書面交付等を行います。初回は元金に充当し、2回払いの手数料は第2回に、3回払いでは手数料の3分の2を第2回、残額を第3回に配分します。円未満の端数は第2回を切り捨てて残額を第3回に配分します。

### 第19条の3 繰上返済と支払遅延

申込者は、当社に申し出て残る元金の一部または全部を繰り上げて精算でき、繰上返済手数料はかかりません。この場合は別紙2の方法で、未経過期間・元金減少分に対応する分割払手数料を減額し、受領済みなら返金・相殺します。法令によりさらに有利な精算が必要な場合は、その取扱いを優先します。支払期日を過ぎた元金には、翌日から入金日まで年率6.0%の日割りの遅延損害金を上限として適用します。法令上これを下回る上限がある場合はそれに従います。

同じ元金・期間に通常の分割払手数料を重ねず、手数料・遅延損害金への加算は行いません。支払遅延のみを理由とする期限の利益の喪失・解除は、遅延額と是正方法を示し、20日以上の間を設けた書面による催告後も未払いの場合に限ります。法令により支払いを拒める場合は、その権利を妨げません。終了時に未提供業務の残額や将来の手数料を一括請求しません。

## 第7章 割引と別途費用とプラン変更

### 第20条 割引料金

割引が適用される場合は、申込前に条件と税込金額を確認し、当該金額を元金とします。別途明示しない限り、サービス範囲は通常料金と同じです。スタンダードの分割手数料は通常の固定手数料に「割引後元金÷通常元金」を乗じた額を上限とし、総額を支払回数で等分できるよう手数料の端数を下方調整します。

アドバンスとフロンティアも、通常料金に対する固定手数料を既に合意している場合は、同じ割合を乗じた額を上限とします。それ以外は割引後の条件として第19条の2により事前合意します。各回金額・総額を事前表示し、日割りで変動させません。キャンセル時の業務別上限も割引後元金に比例させ、キャンセルだけを理由に割引を遡って取り消しません。

### 第21条 アドバンスの非提携校追加交渉

アドバンスでは、非提携校を5校追加するオプションを150,000円（税込165,000円）で1回申し込むことができます。基本5校と合わせて10校となり、基本料金との合計は715,000円（税込）です。第10条の2の無償入替枠は別に管理します。

追加する対象校・料金に事前合意し、入金確認後に開始します。無償入替の条件に当てはまる場合は、有料追加の前に利用可否を説明します。追加によって戦略面談、出願支援校数、契約期間を増やすことはありません。

追加分の途中終了時は、1校33,000円（税込）を上限に、実施した業務に応じて精算します。初回送信だけで当該校の全額を当然に請求しません。本オプションはフロンティアには適用しません。

## 第 22 条 プラン料金に含まれない費用

学費、大学出願料・学生登録費・教材費、証明書発行・翻訳費、リーグ登録・資格審査費、英語試験等の受験料、住居費・保証金・食費・交通費、航空券、保険、SEVIS 費・ビザ申請費、動画制作、有料媒体、外部専門家その他第三者の費用は、プラン料金に含みません。当社が立替・発注・送金を行う場合は、費目、支払先、概算・確定額、取消し・返金条件、為替・手数料を事前に示し、申込者の承認を得ます。第三者費用をプラン料金に重ねて請求しません。実費の根拠を確認できる資料を保管します。

## 第 23 条 外貨建て費用と立替払い

大学等へ直接支払う場合は、利用する金融機関・決済サービスの為替レート・手数料・条件が適用されます。当社が依頼を受けて外貨建て費用を立替払い・送金代行する場合に限り、請求書発行日の前銀行営業日に三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングが公表する TTS レートに 3% を加算したレートを用います。円換算後の 1 円未満は切り上げます。基準レートが取得できない場合、当社が一方的に別レートを用いず、代替の基準と金額を事前確認します。為替差額等を精算する場合は根拠を提示します。

## 第 24 条 プラン変更

同じ対象学期について、契約期間内で追加業務を期限までに提供できる場合は、プランを変更できます。変更の可否、内容、料金、支払条件、残りの校数・面談数・出願数・期間を別紙 5 等で確認し、合意と入金確認後に追加業務を開始します。大学の募集状況・期限等から困難な場合は理由を説明します。

通常料金でのスタンダードからアドバンスへの変更差額は 220,000 円（税込）、スタンダードからフロンティアへの変更差額は 440,000 円（税込）です。アドバンスからフロンティアへの変更は、非提携校への個別交渉に未着手で、有料追加交渉も未実施の場合、基本料金の差額 220,000 円（税込）とします。未使用の追加交渉料を受領している場合は、返金または差額へ充当します。

アドバンスの非提携校への個別交渉開始後は、変更前後で校数の意味が異なるため、基本料金の単純な差額だけで変更せず、提供済み業務と引き継ぐ学校を確認して見積もります。変更前の提供済み業務のうちフロンティアの業務に含めて引き継がない部分は、別紙 1 による相当対価を明示します。これをフロンティアの料金に加え、変更前に合意した元金を控除して、変更差額または返金額を求めます。未払分がある場合は既払額と区別し、変更後の残支払額も示します。

同じ業務を重複請求せず、提供済み業務の対価を変更だけを理由に引き上げません。未提供の有料追加交渉料は充当または返金します。分割払手数料、既存の延長料、第三者実費はプラン差額とは分けて精算します。割引契約では割引の適用範囲を確認し、変更だけを理由に既存の割引を遡って取り消しません。

フロンティアへ引き継ぐ既存校のうち、個別の関心を示す返信があり、当社の個別交渉を続ける非提携校は、フロンティアの 10 校枠に含めます。無返信・交渉終了校を、関心のある学校とみなして算入しません。それらへの既提供業務は前段の見積りで別に評価し、今後継続するかどうかも事前確認します。10 校の全枠を新たに付与するものではなく、引継ぎ校と新規に担当できる残り校数を明示します。

契約成立日・最大契約期間はリセットしません。追加戦略面談は変更前後を通算して3回、アドバンス・フロンティアの出願支援は変更前の実施分を含め通算2校とします。フロンティアの初回講習は、既に説明した共通事項を踏まえ、未提供の実践内容を実施します。月次レビューは変更後の期間を対象とし、変更前の月分は遡って付与しません。

料金が低いプランへの変更も、既に提供した固有業務と今後の業務範囲を確認して合意します。精算は第25条・別紙1を基準とし、変更だけを理由とする一律の違約金は設けません。

## 第8章 キャンセルと返金

### 第25条 申込者によるキャンセルと精算

申込者は、電子メール、LINE その他記録に残る方法で通知し、いつでも本契約を終了できます。キャンセル日は当社が通知を受領した日とします。フォームの使用、所定用紙の提出や面談を、通知の有効性の条件とはしません。当社が着手予定を事前通知したうえで、当該申込者のための候補校選定、競技資料の確認・整理、連絡・出願等の準備その他の個別業務を開始した時点をサポート着手とします。一般相談、資料送付、申込受付、入金確認だけでは着手となりません。

着手前は、受領したサポート料金と分割払手数料を全額返金します。着手後は、別紙1による提供済みサービスの相当対価、承認済みで返金不能な第三者実費、および適法に発生した分割払手数料等を精算し、受領額の超過分を返金します。精算額が受領額を超える場合は、根拠と支払期日を示して不足額を案内します。合格通知、入部オファー、奨学金提示等の受領だけを理由に、全サービスを完了したものとみなしたり、未提供部分の返金を一律に拒んだりしません。

着手時点や経過日数だけで一定割合を差し引くキャンセル料も設けません。当社は、実施日、作業内容、業務別の上限額、提供状況、計算根拠、実費および受領額を記載した精算明細を示します。既に料金に含まれる経費、当社の誤りを直す作業、未提供業務の対価や将来利益を重複・追加請求しません。分割払いの終了時は、元金を提供済み対価に修正して別紙2の途中精算を行います。

各時点の実際の未払元金と「精算後の対価から当該時点までの元金充当額を引いた正の残額」の小さい方を計算の基礎とし、キャンセル後の将来分の手数料は請求しません。既払手数料が精算額を上回る場合は返金・相殺します。返金先が確認できる場合、当社は原則としてキャンセル通知受領後14銀行営業日以内に、少なくとも争いのない返金額を支払います。振込先確認が必要な場合は速やかに照会し、その確認後14銀行営業日以内とします。

当社からの返金振込手数料は当社が負担します。第三者からの返金待ちは当該実費部分だけを後日精算し、他の返金を留保しません。法令に基づく取消し・解除・クーリングオフ・損害賠償等が認められる場合、その法令を優先します。当社が別途損害賠償等を請求できる場合も、消費者契約法第9条等の制限に従い、提供済み対価・実費と同じ損害を重ねて請求しません。算定根拠の説明を求められた場合は、その概要を説明します。

## 第9章 契約終了と第三者事情

### 第26条 義務違反等による停止と解除

支払遅延、必要資料・回答の未提出、重要な契約義務への違反により業務を進められない場合、当社は理由と是正方法を通知し、20日以上相当な期間を設けて是正を求めます。期間内に是正されない

場合、支援を停止または解除できます。支払遅延については第 19 条の 3 も適用します。重大な虚偽申告、反社会的勢力への該当、脅迫・暴力、重大な業務妨害等により信頼関係が失われ、催告による是正を待つことが相当でない場合は、法令上認められる範囲で直ちに解除できます。

精算は第 25 条・別紙 1 を基準とし、申込者の違反により別の損害が生じた場合も、法令の範囲内で根拠を説明します。

## 第 27 条 当社都合による終了

当社の責めに帰すべき事由で主要なサービスを継続できない場合は速やかに通知し、未提供部分の料金・未経過の分割払手数料等を返金します。当社の義務違反によって利用できない業務を有効な提供済み対価として請求しません。損害賠償その他法令上の責任は第 32 条および法令によります。代替サービスや他社への引継ぎで対応する場合は、申込者の同意を得ます。個人情報の移転についても法令に従います。

## 第 28 条 大学とコーチとリーグ等の事情

コーチの異動・退任・連絡不能、募集停止、チーム廃止、ロースター削減、奨学金・入学条件・専攻・学費・住居・期限・競技資格の変更等が判明した場合、当社は情報を共有し、契約範囲内で合理的な代替案を検討します。当社が支配できない事情の結果を保証するものではありませんが、当社自身の連絡・説明・業務遂行上の過失等による責任は免除されません。継続できない場合の未提供部分は第 25 条を基準として精算します。

## 第 29 条 不可抗力

災害、感染症、戦争・紛争、政府・大学・リーグの規制、渡航制限、通信障害等により遅延・中断が生じた場合、当社は状況を案内し、日程調整・代替方法を協議します。契約目的の達成が困難な場合は、提供済み業務と返金不能実費を確認し、未提供部分を精算します。

## 第 30 条 渡航と緊急対応

ビザ発給、審査時期、米国入国等は政府機関が決定します。当社の支援上の誤りがある場合は適切な訂正・再準備を行い、法律上の責任を負います。医療・法律・税務・移民法上の専門判断、身元保証、緊急出動、24 時間対応は提供しません。緊急時は現地の緊急機関、大学、保険会社、在外公館等へ連絡してください。

# 第 10 章 責任と個人情報

## 第 31 条 SNS と外部サービス

SNS・動画媒体等の仕様・規約変更、障害、利用制限、第三者による反応・保存・転載等は当社の支配外となる場合があります。当社は把握した影響を案内し、合理的な範囲で対応します。当社の不適切な情報共有や過失等に基づく責任を免除するものではありません。

## 第 32 条 損害賠償

当社が債務不履行または不法行為により損害賠償責任を負う場合、その範囲は法令に従います。当社の軽過失により生じた財産上の損害については、通常かつ直接の損害とし、当該契約で合意した税込

サポート料金の総額を上限とします。この総額には、変更後のプラン料金と有料追加交渉料・延長料を含み、第三者実費や分割払手数料は含みません。

当社の故意・重大な過失、生命・身体への損害、その他法令により制限が認められない場合には、前段の制限を適用しません。返金・未提供料金の返還義務は損害賠償額の上限とは別に履行します。

### 第 33 条 個人情報利用と提供

当社は、申込者・本人の情報を、学校選定・入学・ビザ・住居・競技資格等の支援、大学・コーチ等への紹介・交渉、競技資料の整理・共有、同意を得た発信、連絡、請求、記録管理および相談対応に必要な範囲で利用します。必要な範囲で、米国を含む国外の大学、コーチ、リーグ、政府機関、住居提供者、委託先等に情報を提供する場合があります。

外国の第三者への個人データ提供、要配慮個人情報の取得・提供については、個人情報保護法に従い、必要な情報提供・同意・安全管理を行います。申込時には契約に必要な情報を取得し、出願・ビザ等の詳細は必要となる段階で追加確認します。利用目的、委託・保管・開示等の取扱いは、当社のプライバシーポリシーも適用します。

国外への個人データ提供に本人の同意が必要な場合は、提供先の国名、当該国の個人情報保護制度、提供先の保護措置等、法令上必要な情報を事前に提供します。本人が直接フォームを送信する場合と、当社から提供する場合を区別して確認します。成人の本人の情報を保護者等へ共有する場合は、法令上の例外を除き、本人の同意を確認します。

### 第 34 条 SNS 等への掲載と共有の同意

氏名、成績、写真、動画等の掲載・共有について、情報項目、媒体・相手方、連絡導線を、別紙 4 または同等の記録に残る方法で確認します。申込時に一般方針を確認したことだけで、個別の公開への同意を得たものとは扱いません。大学・コーチへの非公開の個別共有と、不特定多数が閲覧する公開投稿は分けて確認します。住所、パスポート番号、認証情報等の手続き用情報は公開媒体へ掲載しません。未成年については本人の意向と法定代理人の同意を確認します。

本人・申込者は将来の掲載・共有への同意を撤回し、修正・削除を依頼できます。当社は合理的な範囲で対応しますが、第三者の保存・転載や検索キャッシュを完全に削除することは保証しません。撤回で実施できなくなる固有業務は説明し、未提供部分は必要に応じて第 25 条で精算します。

## 第 11 章 資料と連絡と適用する法令

### 第 35 条 資料の正確性と権利

本人・申込者は、提供する写真、動画、競技成績、学業情報、推薦文等が正確で、必要な権利・許可を有することを確認します。虚偽・誇張、権利侵害のおそれ、大学・リーグ等の規則違反がある資料について、当社は修正を求め、掲載・送付を見合わせる場合があります。

### 第 36 条 連絡方法

電子メール、LINE、電話、オンライン面談その他双方が合意した方法で連絡します。重要条件、対象校、費用、解約等は記録に残る方法で確認します。連絡先を変更した場合は速やかにお知らせください。当社は契約や精算に関する問合せに合理的な期間内に回答します。

相談・苦情・解約の窓口は、合同会社 TEAM Sugi（メール：info@teamsugi.co.jp、電話：050-8886-0531）とします。LINE 等の窓口は申込確認書等で案内します。営業日は原則として日本の土日祝日および事前に案内する休業日を除く日とし、面談日時は双方で調整します。

### 第 37 条 約款の改定と既存契約

本契約には、契約成立前に提示して合意した版を適用します。本改訂版の掲載だけで既存契約を新プランへ移行させたり、料金・支援範囲・期間・返金条件を不利益に変更したりしません。既存のプレミアム契約には、当該契約の約款と個別合意を引き続き適用します。

本改訂前に提示した有効な見積りは、その有効期間・提示条件に従って扱います。新プランへの変更を希望する場合は、新旧の内容・金額の違い、提供済み業務、未提供部分を説明し、記録に残る方法で個別に合意します。

今後約款を改定する場合は、内容と効力発生日をウェブサイト等で周知します。既存契約への適用は、法令に基づき定型約款の変更が認められる場合、または当事者が記録に残る方法で合意した場合に限ります。

### 第 38 条 契約上の地位等の譲渡

申込者は、当社の事前承諾なく契約上の地位・権利義務を第三者へ譲渡または担保提供できません。当社がサービス提供者や重要な業務体制を変更する場合も、法令および個人情報の取扱いに従い、必要な説明・同意を行います。

### 第 39 条 一部無効と法令の優先

本約款の一部が無効・執行不能でも、他の部分は有効に存続します。消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、個人情報保護法その他適用法令の強行規定に反する定めは、その範囲で適用しません。通信販売の表示・最終確認画面、適用される取引類型で必要な書面の交付・電子交付への同意、クーリングオフ、中途解約、支払拒絶等の法定の権利は、本約款にかかわらず認められます。本約款への同意だけで法定書面の交付等を済ませたものとは扱いません。

### 第 40 条 準拠法と管轄

本契約は日本法に準拠します。紛争については山形地方裁判所または鶴岡簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。ただし、申込者の住所地その他法令により認められる裁判所の管轄を排除しません。

### 附則

本書は 2026 年 9 月 15 日版を基に改訂した 2026 年 9 月 30 日版です。契約成立前に提示して内容に合意した新規契約に適用し、既存契約の変更は第 37 条によります。改訂日だけを理由に契約条件を遡って変更しません。

## 各プランの個別約款

### アスリートスタンダードプラン

本プランは、提携校を対象に、進学ルートの整理、既存競技資料の確認・整理、入部交渉、奨学金条件の確認、出願、学生ビザ・住居申請、渡米前後の支援を行います。一括払いの通常料金は330,000円（税込）です。

入部交渉は双方で確認した提携校、出願支援は進学先として選択した提携校1校が対象です。非提携校への交渉・出願、SNS用英文・公開發信準備、フォーム送信等の実践講習は含みません。非提携校への支援を希望する場合は第24条による変更等が必要です。

### アスリートアドバンスプラン

本プランは、提携校への支援に加え、本人・申込者と相談して選んだ非提携校へ当社が連絡・交渉を行うプランです。一括払いの通常料金は550,000円（税込）です。

- ・非提携校5校へ当社から連絡・交渉します。適切な連絡先への初回送信で1校と数え、返信がない学校も含みます。条件を満たす基本枠の無返信校は通算2校まで無償で入れ替えます。
- ・非提携校5校を165,000円（税込）で1回追加でき、基本料金との合計は715,000円（税込）です。有料追加後の枠は10校、無償入替は別枠です。
- ・英語プロフィール、X等の初回投稿文・固定投稿文の作成・修正支援、動画リンクの整理、対象校からの反応への対応を含みます。
- ・初回戦略会議1回と追加戦略面談3回を含み、いずれも1回当たりの時間上限を設けません。本人・申込者による資料準備、最終判断、面接、署名・提出等は必要です。
- ・出願支援は提携校・非提携校を合わせて通算2校、入学確定後の学生ビザ・住居・渡米前後の支援は最終的に選択した1校です。

本人発信を中心に選択肢を広げるための実践講習・月次レビュー、継続的なSNS運用代行、動画制作等は含みません。その他は基本約款によります。

## アスリートフロンティアプラン

本プランは、提携校への支援を基本に、本人または保護者が公式リクルートフォームやX等で可能性を広げ、反応のあった学校との交渉を当社が支援するプランです。一括払いの通常料金は770,000円（税込）です。

### 初回講習と継続的な相談

- ・初回講習1回で、英語プロフィール・映像リンク・発信内容を整え、公式フォームの入力・送信、X等の投稿を実際に行います。送信・返信用の文例と進捗表の使い方も案内します。
- ・追加戦略面談3回を含みます。初回講習・追加面談とも、1回当たりの時間上限を設けません。分割実施、回数の確認等は第12条の2によります。
- ・契約期間中、進捗表を月1回レビューし、優先順位、返信の意味、次の対応と期限をコメントします。提出・回答方法と予定回数を開始時に確認します。

### 本人の活動と当社が担当する学校

本人等が自分で働きかける校数に、本契約上の上限はありません。当社は、個別の関心を示す返信があった非提携校から、双方で選んだ通算10校までの交渉を担当します。自動返信や一般的なキャンプ案内等は、関心を示した学校として数えません。

当社が担当する学校と校数への算入を事前確認したうえで、個別の交渉業務を開始した時点から1校と数えます。担当開始後の無返信・不採用・辞退等でも使用済み枠となります。候補が10校を超える場合は担当開始前に絞り込みます。アドバンスの追加5校オプション・無償入替は適用しません。

10校は当社が交渉を担当できる上限であり、10校からの返信、オファー、入部、奨学金等を約束するものではありません。校数への算入だけで業務を全て提供済みとはせず、終了時の精算は別紙1によります。

### 出願と入学前後の支援

出願支援は提携校・当社が担当する非提携校を合わせて通算2校です。入学確定後の学生ビザ・住居・渡米前後の支援は最終的に選択した1校に対応します。期間延長中は残る業務を継続し、月次レビューも行いますが、交渉校数や面談数・出願数は増えません。

### 全プラン共通の取扱い

契約期間、本人の役割、結果の非保証、支払方法、別途費用、変更・延長、キャンセル・精算、個人情報等は基本約款によります。大学への出願・住居申請等の実費は別途必要です。無償入替で第三者実費が生じる場合も、事前承認を得ます。

## 別紙 1 提供済みサービスの精算基準

本表はキャンセル時に自動控除する金額ではありません。業務別の対価の上限であり、終了時は実際に提供した相当対価を算定し、未提供部分を除きます。個別契約で異なる配分を用いる場合は、契約成立前に内容・理由・金額を示して合意します。金額は全て税込です。

| 業務の区分             | スタンダード    | アドバンス                | フロンティア               |
|-------------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 希望条件・候補整理と既存競技資料  | 66,000 円  | 66,000 円             | 66,000 円             |
| 提携校への交渉・奨学金条件確認   | 132,000 円 | 132,000 円            | 132,000 円            |
| 非提携校への交渉・固有の条件確認  | 対象外       | 132,000 円<br>基本 5 校  | 264,000 円<br>10 校    |
| 英文プロフィール・初回投稿等の準備 | 対象外       | 44,000 円             | 初回講習に含む              |
| 初回戦略会議または初回実践講習   | 対象外       | 11,000 円<br>戦略会議 1 回 | 66,000 円<br>実践講習 1 回 |
| 追加戦略面談            | 対象外       | 33,000 円<br>3 回合計    | 66,000 円<br>3 回合計    |
| 月次レビュー            | 対象外       | 対象外                  | 44,000 円             |
| 対象校への入学出願支援       | 49,500 円  | 49,500 円             | 49,500 円             |
| 学生ビザ申請支援          | 33,000 円  | 33,000 円             | 33,000 円             |
| ハウジング申請支援         | 16,500 円  | 16,500 円             | 16,500 円             |
| 渡米前オリエンテーション      | 16,500 円  | 16,500 円             | 16,500 円             |
| 契約期間内の渡米後支援       | 16,500 円  | 16,500 円             | 16,500 円             |
| 合計                | 330,000 円 | 550,000 円            | 770,000 円            |

### 共通の計算方法

各区分の精算額は「区分の上限額×客観的に確認できる提供済み割合」とします。割合は 0% から 100% とし、実施した作業、資料・連絡の記録、同種業務の通常の作業量、当該契約で予定される残作業を踏まえて算定します。開始しただけで 100% とはしません。

相当対価であることを説明できない作業、当社の誤りを直す作業、未実施の作業は算入しません。通常の合理的な価値より高くなる場合は減額し、根拠を示せない部分は請求しません。割引時は各上限に「割引後元金÷通常元金」を乗じます。円未満の端数は最終的な請求額で切り捨てます。

## 別紙 1 校数や回数のある業務と追加料金の精算

### 交渉と出願支援

提携校交渉は、合意した対象校・交渉範囲全体に対する実施分で評価します。非提携校の基本枠は、アドバンス・フロンティアとも1校26,400円を上限として、各校の作業内容・実施分で計算します。未担当・未着手の学校の交渉料を提供済み対価として請求しません。

アドバンスの無償入替の作業は元の学校の上限内に含め、入替で精算額の上限を増やしません。有料追加5校は1校33,000円、合計165,000円を上限に別に精算します。無返信校も、連絡・再連絡等の実施記録に応じて評価し、初回送信だけでその学校の業務全体を完了扱いにしません。

出願支援は複数校でも表の合計上限を超えません。合意した出願予定校と実施した書類確認・連絡等の業務量で評価し、予定していた出願を行っていない場合はその未提供部分を除きます。単に上限の校数に達したことをもって他の業務まで完了扱いにしません。

### 講習と面談と月次レビュー

初回会議・講習、英文準備は、作成・提供した資料、説明・実践の内容と未実施部分により評価します。時間単価による追加請求や、短時間の実施だけで全額を控除する精算は行いません。追加戦略面談は、アドバンス1回11,000円、フロンティア1回22,000円を上限とし、未実施分を除きます。分割した同じ面談を重複計上しません。

フロンティアの基本期間の月次レビューは、44,000円を契約時に確認した予定回数で等分した額を1回の上限とします。実施・提供したレビューに応じて算定し、月の経過や資料未提出だけで実施済みと扱いません。期間が短縮された場合も、分母を減らして過去の1回分の対価を引き上げません。延長期間のレビューは延長料に含め、基本料金と重複計上しません。

### 期間延長の精算

6か月延長料110,000円は、延長により追加して行う継続相談、進捗・期限管理、関係先への追加フォローおよびフロンティアの月次レビューの対価です。基本料金に含まれる未提供の出願・ビザ申請支援等と、同じ作業の対価を重ねて計上しません。

延長開始前の終了では未開始分を全額返金します。開始後は、延長開始日を起点とする各1か月について「110,000円÷6」を上限とし、その月に提供した追加業務の割合により算定します。日数の経過だけで上限額を控除せず、未実施の月と途中月の未提供部分を除きます。2単位の場合も各単位を区分して計算します。

### プラン変更後の精算

変更前に提供した業務は、変更前の基準で評価し、変更だけを理由に対価を増やしません。変更後は、共通業務・引継ぎ業務・新規業務を分け、既に評価した同じ業務を二重に計上しません。業務別上限・残り校数・残り回数を別紙5等で確認し、上限額の合計は合意したサポート料金総額を超えません。

## 別紙 2 料金表と支払条件確認書

### 基本料金と追加料金

| 項目              | 税抜        | 税込        | 適用条件                          |
|-----------------|-----------|-----------|-------------------------------|
| スタンダード          | 300,000 円 | 330,000 円 | 提携校への支援                       |
| アドバンス           | 500,000 円 | 550,000 円 | 非提携校の基本枠 5 校                  |
| アドバンス 追加 5 校    | 150,000 円 | 165,000 円 | 1 回まで追加可                      |
| アドバンスと追加 5 校の合計 | 650,000 円 | 715,000 円 | 基本 5 校+有料追加 5 校               |
| フロンティア          | 700,000 円 | 770,000 円 | 非提携校の担当枠 10 校                 |
| スタンダードからアドバンス   | 200,000 円 | 220,000 円 | 通常料金での変更差額                    |
| スタンダードからフロンティア  | 400,000 円 | 440,000 円 | 通常料金での変更差額                    |
| アドバンスからフロンティア   | 200,000 円 | 220,000 円 | 非提携校交渉未着手等<br>第 24 条の条件を満たす場合 |
| 6 か月の期間延長       | 100,000 円 | 110,000 円 | 最大契約期間 24 か月                  |
| 12 か月の期間延長 合計   | 200,000 円 | 220,000 円 | 最大契約期間 30 か月                  |

上記は通常料金です。消費税は 10% として表示し、個別契約で合意した税込額を後から一方的に変更しません。分割払手数料と第三者実費は別に確認します。

アドバンスの交渉開始後のフロンティアへの変更は第 24 条の個別見積りによります。有料追加 5 校を利用した契約についても、715,000 円と 770,000 円の差額 55,000 円だけで新たな 10 校分を付与するものではありません。

追加交渉料、変更差額、延長料は、原則として合意した開始日までに一括で支払います。別の支払方法を採用する場合は、事前に別紙 2 の個別条件欄等で確認します。

### 成功報酬と第三者費用

合格・入部・奨学金・進学先に応じた成功報酬はありません。大学出願料、学費、住居費、ビザ・SEVIS 費、資格審査料、翻訳・動画制作等の外部費用は別途必要です。当社による立替等は、第 22 条・第 23 条に基づき事前承認を得ます。

## 別紙 2 分割払いと途中精算

初回は契約成立時、第2回は翌月末、第3回は翌々月末までです。月末が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日を期限とします。元金、手数料、各回金額と期日は、契約成立前に確定して提示します。

| プランと回数      | 初回        | 第2回       | 第3回       | 総額                    |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|
| スタンダード一括    | 330,000 円 | —         | —         | 330,000 円             |
| スタンダード2回    | 165,900 円 | 165,900 円 | —         | 331,800 円             |
| スタンダード3回    | 111,200 円 | 111,200 円 | 111,200 円 | 333,600 円             |
| アドバンス一括     | 550,000 円 | —         | —         | 550,000 円             |
| アドバンス2回・3回  | 契約前に      | 各回金額を     | 個別確認      | 550,000 円＋<br>合意した手数料 |
| フロンティア一括    | 770,000 円 | —         | —         | 770,000 円             |
| フロンティア2回・3回 | 契約前に      | 各回金額を     | 個別確認      | 770,000 円＋<br>合意した手数料 |

スタンダードの固定手数料合計は2回払い1,800円、3回払い3,600円です。アドバンス・フロンティアの手数料は、次ページ等に金額を記載して事前合意した場合のみ請求し、未提示・未合意の場合は0円です。旧プレミアムの手数料は自動適用しません。

各回は原則同額とし、円単位の端数は最終回で調整します。例えば手数料0円のアドバンス3回払いは183,333円・183,333円・183,334円、フロンティア3回払いは256,666円・256,666円・256,668円です。この例を有料手数料の合意に置き換えるものではありません。

### 元金と手数料の配分

初回は全額を元金に充当します。2回払いは手数料全額を第2回へ、3回払いは手数料の3分の2を第2回、残額を第3回へ配分します。第2回の手数料の円未満は切り捨てます。各回の支払額から手数料を差し引いた額が元金充当額です。

### 繰上返済と解約時の手数料

各期間の配分手数料に、各日の未払元金の合計を「当初予定未払元金×その期間の日数」で除した割合を乗じます。各期間の配分手数料を上限とし、円未満は切り捨てます。期間は初回入金日・前回期限の翌日から次回期限までです。入金は翌日以降の元金を減らし、完済・解約の翌日以降は0とします。

解約時は第25条の修正元金を用い、未経過期間・元金減少に対応する手数料を減額し、受領済みなら返金・相殺します。当初予定未払元金が0となる期間に手数料を発生させません。外部カード会社等の分割払いには当社の固定手数料を重ねて上乗せしません。

別紙2 個別の支払条件

この確認書または同等の保存可能な電子記録により、申込前・追加契約前に金額と期日を確定します。未選択の条件や未記入の手数料について、合意があったものとは扱いません。

申込者氏名 留学先氏名

対象 ☐ 新規契約 ☐ 追加5校 ☐ プラン変更 ☐ 期間延長

プラン ☐ スタンダード ☐ アドバンス ☐ フロンティア

支払方法 ☐ 一括 ☐ 2回 ☐ 3回

通常元金（税込） 円 割引額 円

合意元金（税込） 円 固定手数料合計 円

支払総額 円 契約成立予定日 年 月 日

| 回 | 支払期日  | 元金充当額 | 手数料 | 支払額 |
|---|-------|-------|-----|-----|
| 1 | 年 月 日 | 円     | 0円  | 円   |
| 2 | 年 月 日 | 円     | 円   | 円   |
| 3 | 年 月 日 | 円     | 円   | 円   |

手数料の税区分 必要な実質年率等の表示

振込先・請求書番号等

個別条件と特約

第三者費用の確認資料名・確認日

☐ 元金・手数料・総額・期日と、途中精算の方法を確認しました。

☐ 新プランの分割手数料は、記載額について個別に合意しました。

上の2つ目の確認は、アドバンス・フロンティアで手数料を設定する場合に行います。未合意なら手数料は0円です。

条件確認日 年 月 日

申込者署名 当社確認者

## 別紙 3 申込確認書

本書と同等の内容を保存できるウェブフォーム等で代えることができます。出生地、詳細な学歴日付、渡航・ビザ等の情報は、必要となる段階で別途確認します。

本人と申込者

留学者氏名

ふりがな

生年月日      年      月      日

現在の学年・所属

申込者氏名

本人との関係

住所

メール

電話

本人が成人の場合   ☐ 本人が申込者   ☐ 上記の別の方が申込者

本人が未成年の場合   ☐ 法定代理人が申込者として内容を確認しました

希望条件と選択する支援

競技・ポジション

希望専攻

対象学期・希望入学時期

予算上限と含める費用

競技参加に関する必須条件

その他の必須条件

プラン   ☐ スタンダード   ☐ アドバンス   ☐ フロンティア

追加5校   ☐ なし   ☐ あり      期間延長   ☐ なし   ☐ 6か月   ☐ 12か月

支払方法   ☐ 一括   ☐ 2回   ☐ 3回      料金・期日は別紙2等で確認

当社との連絡窓口   ☐ メール   ☐ LINE   その他

交渉対象校、提携関係、紹介料の受領予定の有無と推薦理由は、当社が各校への支援を始める前に別途記録します。プラン変更・期間延長の詳細は別紙5等で確認します。

## 別紙 3 期間と重要事項の確認

契約成立日 年 月 日

最大契約期間の期限 年 月 日 ☐ 18 か月 ☐ 24 か月 ☐ 30 か月

対象学期のオリエンテーション／授業開始日 ☐ 未定 ☐ 年 月 日

上記の早い日から 60 日後 年 月 日

原則として、最大契約期間の期限、入学後 60 日の期限、約款による終了日・解除日のうち、最も早い日で終了します。入学後 60 日の期限が判明したら双方で確認します。

初回戦略会議／講習の予定日 年 月 日

追加戦略面談の付与回数 3 回 ※アドバンス・フロンティアのみ

月次レビュー開始日 年 月 日 基本期間の予定回数 回

毎月の提出予定日・方法 回答予定日

月次レビュー欄はフロンティアのみ記入します。期間延長分のレビューは別紙 5 等で分けて確認します。

### 重要事項への同意

- ☐ 適用する約款の版、選択プラン、支援範囲、契約期間、支払総額・期日を確認しました。
- ☐ アドバンスの連絡校数とフロンティアの担当校数の違い、無返信校の扱い、出願支援の校数を確認しました。
- ☐ 初回と追加戦略面談 3 回は 1 回当たりの時間上限がなく、本人による資料準備・署名・提出等が必要であることを確認しました。
- ☐ サポート料金と大学等の実費は別で、合格・入部・奨学金等の結果は保証されず、成功報酬はないことを確認しました。
- ☐ 提携校から当社が紹介料を受け取る場合があり、候補選定の理由を確認して進学先を選ぶことを理解しました。
- ☐ 着手前の全額返金、着手後の提供済み対価・実費等による精算、別紙 1 の上限・計算方法を確認しました。
- ☐ 変更・延長により校数や面談数が自動的に増えたり、契約期間が自動更新されたりしないことを確認しました。
- ☐ 個人情報の利用目的・必要な提供先を確認しました。公開投稿と国外提供への同意は、必要な情報を確認して別途行います。

適用約款 2026 年 9 月 30 日改訂版 確認日 年 月 日

申込者署名

留学者署名

## 別紙 4 SNS 掲載と情報共有の同意書

掲載・共有する情報、相手方・媒体を個別に確認します。チェックのない項目は、別途同意を得ない限り本同意に基づく掲載・共有を行いません。入学・ビザ・住居等に必要な情報提供は、それぞれの目的に沿って別途確認します。

### 掲載または共有を認める情報

- ☐ 氏名 ☐ 競技・ポジション ☐ 身長・体重
- ☐ 卒業予定年・入学希望時期 ☐ 競技実績・受賞歴
- ☐ 学業成績・GPA ☐ 英語スコア ☐ 写真 ☐ 動画・動画リンク
- ☐ 連絡用メール等 ☐ その他

### 共有する相手と公開する媒体

- 非公開共有 ☐ 大学コーチへのメール ☐ 大学コーチへの DM
- ☐ 大学公式フォーム ☐ その他

### 相手方・国名・共有目的

送信する者 ☐ 本人・申込者 ☐ 当社

公開投稿 ☐ X ☐ YouTube 等の動画媒体 ☐ リクルーティング媒体

### 具体的な媒体・アカウント

### 公開する情報の範囲・連絡導線

### 国外提供と保護者等への共有

#### 当社から国外提供する場合の事前説明資料名・確認日

同意に基づく国外第三者提供では、国名、当該国の制度、提供先の保護措置等を別途説明します。このチェックだけで、必要な情報提供を省略しません。

☐ 説明資料を確認し、記載した国外提供に同意します。

成人本人から保護者等への共有同意 ☐ 同意する ☐ 同意しない

### 共有する相手と情報の範囲

SNS 掲載の同意は、当社の広告・体験談・実績紹介への包括的な同意を意味しません。これらは別に用途・範囲を確認します。

## 別紙 4 掲載と共有について確認すること

- ・掲載・共有しても、返信、オファー、入部、奨学金等の結果を保証するものではありません。
- ・公開した情報は第三者に閲覧・保存・引用・転載される場合があります。住所、パスポート番号、認証情報等の手続き用情報は公開しません。
- ・本人名義の SNS の運用・投稿、フォームの送信は、原則として本人または申込者が行います。当社が行う非公開共有・自社媒体での発信とは区別して確認します。
- ・提供する情報が正確で、写真・動画等について必要な権利・許可があることを確認します。
- ・将来の掲載・共有への同意は電子メール・LINE 等で撤回できます。当社は修正・削除に対応しますが、第三者の保存・転載や検索キャッシュ等の完全削除は保証しません。
- ・公開発信への不同意・撤回だけで契約を自動解除したり違約金を課したりしません。実施できなくなる支援がある場合は、非公開の連絡等の代替方法と未提供部分の精算を協議します。
- ・本人が未成年の場合は、本人の意向と法定代理人の同意を確認します。要配慮個人情報、必要性和取得・提供の条件を別途確認します。

前ページの選択内容および基本約款第 33 条・第 34 条を確認し、選択した情報・媒体・相手方の範囲で掲載・共有することに同意します。

同意日        年    月    日

留学者氏名・署名

申込者氏名・署名

法定代理人氏名・署名    本人が未成年の場合

当社確認者

記録番号等

別紙5 プラン変更の確認書

同じ対象学期についてプランを変更する場合に、変更前後の条件を記録します。同等の保存可能な電子記録に代えることができます。大学名・業務ごとの引継ぎ記録は別表を添付できます。

申込者／留学生 元の契約成立日 年 月 日  
対象学期 変更予定日 年 月 日  
変更前プラン 変更後プラン  
変更前の非提携校交渉 ☐ 未着手 ☐ 着手済み 担当・連絡した校数 校  
料金の扱い ☐ 通常差額 ☐ 第24条による個別見積り 見積書番号等

| 料金・精算の項目                | 税込額 |
|-------------------------|-----|
| 変更前に合意したプラン元金と追加交渉料     | 円   |
| そのうち受領済み元金／未払元金         | 円／円 |
| 変更後プランの料金               | 円   |
| 変更後に含めて引き継げない既提供業務の相当対価 | 円   |
| 変更後のサポート料金総額            | 円   |
| 変更差額または返金額／変更後の残支払額     | 円／円 |

延長料・分割払手数料・第三者実費は上表と区別して記録します。未提供の追加交渉料を返金・充当した金額と、計算根拠・提供済み業務の明細を添付します。変更差額を既払額から再度控除する等の二重計算はしません。

| 引継ぎ項目                 | 変更後の残り／記録先 |
|-----------------------|------------|
| フロンティアに含めて引き継ぐ関心のある学校 | 校／対象校別表    |
| 新規に担当できる非提携校数         | 校          |
| 別に継続する旧プラン校とその業務・料金   | 対象校別表に記載   |
| 追加戦略面談／出願支援           | 残り 回／残り 校  |
| 初回講習の未提供内容／月次レビュー予定回数 | 別途記載／ 回    |

契約終了予定日 年 月 日 ※変更のみでは期間を延長しません  
☐ 引継ぎ・新規業務、残枠、精算と支払条件に合意しました。  
確認日 年 月 日 申込者署名 当社確認者

## 別紙 5 期間延長の確認書

期間延長は自動更新ではありません。対象学期と未提供・継続業務を確認し、支援が可能な場合に、6 か月単位で合意します。

申込者／留学者 元の契約成立日 年 月 日

対象学期 選択プラン

今回の延長 ☐ 6 か月 110,000 円 ☐ 12 か月 220,000 円 いずれも税込

以前に合意した延長 か月 今回を含む延長合計 か月

延長前の最大契約期間の期限 年 月 日

今回の延長開始日 年 月 日

延長後の最大契約期間の期限 年 月 日 ☐ 24 か月 ☐ 30 か月

入学後 60 日の終了見込み 年 月 日 ☐ 未定

実際の終了日は、第 17 条のうち最も早い日です。入学後 60 日の条件は延長後も適用します。延長期間の途中で終了見込み日がある場合は、その日までの支援内容と未提供部分の精算を説明します。

継続する業務・対象校と追加フォローの内容

残り校数 校 残り追加戦略面談 回 残り出願支援 校

フロンティアの延長期間の月次レビュー予定回数 回

レビュー提出日・回答日等の変更

延長料 円 支払期日 年 月 日

個別条件・基本料金と重複しない業務の整理

☐ 期間延長で校数・面談数・出願数は増えず、未開始・未提供の延長分は別紙 1 により精算することを確認しました。

確認日 年 月 日

申込者署名 当社確認者